

茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金（第3弾）Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	<p>新型コロナウイルス感染症は、感染力の高い変異株の拡大により、徹底した感染予防対策が求められる中、中小企業者等が実施しているアルコール消毒などの感染症対策に係る消耗品等への購入に対し支援します。</p> <p>対象者は「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証EAT」などの取り組みを実施している中小企業者等とし、感染症対策への積極的な取り組みを後押しします。</p>
2	補助対象者を教えてください。	<p>次のすべてに該当する事業者</p> <p>①中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者及びこれと同等と認められる者</p> <p>②市内に主たる事業所等を有する事業者</p> <p>③長野県の「新型コロナ対策推進宣言」または「茅野あんしん認証」等の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいる事業者</p> <p>※次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としません。</p> <p>(1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員</p> <p>(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者</p> <p>※個人事業主も対象になります。ただし、事業収入が事業収入以外の収入を上回る場合に対象になります。</p>
3	対象とならない事例を教えてください。	<p>①申請者が中小企業に該当しない大企業</p> <p>②申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人、組合、任意団体、有限責任事業組合等</p>
4	事業の具体事例を教えてください。	<p>①新たな感染防止対策のための消耗品等の購入に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒アルコール液等の購入費用 ・ペーパータオル、アルコールウェットティッシュ等の購入費用 ・従業員へのマスクやフェイスシールド等の購入費用 ・抗原検査キット ・店舗内サイン制作費用 等 <p>②販路拡大等のための消耗品等の購入に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトサービスに係る容器代等の購入費用 ・テイクアウトやデリバリー等のチラシ作成費用 等
5	対象にならない経費を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・食材等の原材料費（包装容器等の消耗品費除く） ・感染防止対策を目的とするものであることが判然としない汎用性が高い消耗品 ・備品等 ・広告・宣伝費 ・租税公課、各種手数料 ・各種保証・保険料 ・人件費 ・交際費等、当該事業に直接関係性が認められないもの ・茅野市外の店舗や事業所において必要となった経費 ・令和4年3月31日以前に支出された経費 ・令和4年9月30日までに納品又は支払いが完了していない経費 ・国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費 ・消費税及び地方消費税相当額 ・必要な経理書類を用意できないもの

茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金（第3弾）Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
6	補助対象期間を教えてください。	令和4年4月1日～令和4年9月30日までとなります。
7	申請期限を教えてください。	令和4年10月31日までとなります。
8	補助金は複数回受けることはできますか。	補助金の交付は1事業者あたり1回限りです。 令和4年3月31日までに実施した補助対象経費であって、令和4年3月31日までに補助金の交付申請を行った補助対象事業を除きます。
9	新規開業する場合は対象になりますか。	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。 開業届や営業許可証等を添付して申請してください。 ※新型コロナウイルス感染防止のための消耗品等が対象になりますので、開業するための消耗品等は対象外です。
10	休業中でも申請できますか。	廃業せず、事業を営んでいる実態が確認でき、申請時点で事業を再開していれば、申請可能です。
11	市内に店舗が複数ある場合は店舗毎に申請できますか。	1事業者1回限りとなりますので、1事業者が市内に複数店舗所有する場合も1回の申請となります。
12	市内と市外に事業所が複数ありますが、市外事業所に導入したのも対象になりますか。	市内の事業所に導入したもののみ対象となります。
13	自宅の居住部分の一部で事業を行っている場合は対象になりますか。	自宅等居住部分の一部が実際にお客様と接して営業している場所であれば対象となります。一人で作業している事業所や、明らかに個人的な使用とみなされるものは対象外です。
14	事業着手前に補助金は交付されますか。	本事業は実施した事業が対象となります。事前交付はありません。
15	購入先に制限はありますか。	制限はありませんが、茅野市内の事業所を優先してください。 インターネットで購入したのも補助対象になります。
16	事業着手は3月以前だが、支払いは1月以降の場合は、補助金は交付されますか。	事業完了日（支払い日）が令和4年4月以降であれば補助対象となります。
17	事業完了は9月以前だが、支払いは10月以降の場合は、補助金は交付されますか。	事業完了日（支払い日）が令和4年9月中でなければ対象となりません。クレジットカードで購入した場合、引落しが令和4年9月中に完了している必要があります。
18	9月中に支払は完了しているが、納品が10月以降になる場合は、補助金は交付されますか。	購入されたものの納品は令和4年9月中に完了している必要があります。
19	申請書の「事業完了日」には何の日付を入れればよいですか。	購入したものが納品され、支払いまで完了した日を入れてください。

茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金（第3弾） Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
20	領収証だけで良いですか。	<p>購入したものの商品名、型番や金額の内訳や明細及び消費税等の金額がわかるもの（請求書、見積書、納品書、カタログ等）も併せて提出してください。</p> <p>支払を証するものとして、「発行日、宛名、発行者、領収した内容、金額（いつ、誰が、誰に対し、何の代金として、いくら支払ったか）」がわかるものを提出してください。</p> <p>また、店舗内サインやチラシ等作成物は写真又は現物を添付して提出してください。</p>
21	領収証がない場合の対応方法がありますか。	請求書又は納品書（購入した内容、金額の記載があるもの）と、振込の控え又は口座引落しの記載のある通帳等、相手への振込や引落しが確認できる書類により、代替が可能です。
22	領収証に補助対象以外のもものが混在している場合はどうすればよいですか。	内訳が分かるものを添付し、補助対象となるものに「○」を付ける等、わかるようにしてください。
23	補助対象以外のもものも含め、複数の請求書をまとめて支払った場合はどうすればよいですか。	補助対象のもものがその支払いに含まれていることが確認できるようにしてください。
24	「新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金」の第1弾と第2弾を受けていても補助金を受けることはできますか。	「新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金」の第1弾と第2弾を受けていても対象となります。
25	「新型コロナ対策推進宣言」等に参加していることがわかる書類は何を提出すればよいですか。	長野県が実施している「新型コロナ対策推進宣言」「信州安心なお店」「茅野あんしん認証」「茅野あんしん認証EAT」のステッカー又はポスターを掲示しているところの写真を撮って提出してください。
26	「茅野あんしん認証」とは何ですか。	<p>「茅野あんしん認証」については、ちの観光まちづくり推進機構ホームページをご覧ください。</p> <p>ちの観光まちづくり推進機構（電話：0266-78-7631）へお問い合わせください。</p> <p>茅野あんしん認証 https://navi.chinotabi.jp/news/7699/</p> <p>茅野あんしん認証EAT https://navi.chinotabi.jp/news/10301/</p>
27	飲食・宿泊等のサービス業ではありませんが、『「新型コロナ対策推進宣言」または「茅野あんしん認証」等の新型コロナウイルス感染対策を実施している書類』は提出しなくてもよいですか。	<p>長野県が実施している「新型コロナ対策推進宣言」は、製造業などすべての事業者を対象としています。事務所や事業所、工場なども業種ごとのガイドラインを参考に宣言をお願いします。</p> <p>長野県のホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html</p>
28	振込先口座の通帳の写しについて、紙媒体の通帳がない場合、どうすればよいですか。	紙媒体の通帳がない場合（電子通帳等）は、電子通帳等の画面等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」、「口座名義人（フリガナ）」が確認できるものを提出してください。
29	振込先口座は誰の名義でもよいですか。	口座名義と申請者名義は同一とってください。個人事業主等で口座名義に屋号等が付いている場合、事業者名が同一であれば受付可能です。

茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金（第3弾） Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
30	「営業許可証等、営業実績がわかる書類」とありますが、飲食店ではないですが、何を提出すればよいですか。	許認可等がない業種の場合は、直近の「法人事業概況説明書」、「確定申告書」、「法人登記に係る履歴事項全部証明書」、「開業届（開業後間もない場合）」等、市内で事業を営んでいることが分かる書類を提出してください。
31	支給されるまでにどれくらいかかりますか。	書類に不備がなければ、申請いただいてから概ね2週間程度でご指定の口座に入金する予定です（通帳には「チノシ」と印字されます）。交付が決定した方には「交付決定通知兼確定通知書」を申請者住所地宛てに送付いたします。申請受付期間終了の間際は、多数の申請が予想されるため、支給までにお時間を要する可能性がありますので、予めご了承ください。 申請書類に不備がある場合は、修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。支給までにお時間を要する場合がありますのでご承知おきください。 ※申請書を郵送された場合に、書類に不備があった場合は、申請書に記載の電話番号やメールアドレスにご連絡させていただきます。日中ご連絡のつく連絡先を記載してください。
32	申請はどこにすればよいですか。	市役所商工課へ郵送か、持ち込みも可とします。
33	写真を印刷して提出することが難しい場合はどうすればよいですか。	写真だけ市役所商工課へメールで送っていただいても構いません。メール提出の際は、その旨をご連絡いただき、申請者（法人名、屋号、代表者氏名）を入れて、送信してください。
34	申請書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。	書類を訂正する場合は、修正液・修正テープで修正せず、二重線のうえ訂正印を押印していただくか、書き直してください。 申請書に押印は不要ですが、訂正印を押印する場合は、申請者名のところにも同じもので押印してください。
35	「その他市長が必要と認める書類」はありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。

茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金Q&A

補助対象経費に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	消耗品として何が対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、ゴーグル ・ペーパータオル、アルコールウェットティッシュ、使い捨てスリッパ ・消毒液、アルコール液、ハンドソープ、石けん ・フロアマーカ ・テイクアウト容器 ・抗原検査キット など <p>※消耗品は「使用することでなくなる又は量が減っていくもの、使用する過程で状態が変化して本来の役割を果たせなくなるもの」を指します。会計処理上の消耗品費として計上するものとは定義が異なりますのでご注意ください。</p> <p>※感染防止対策を目的とするものであることが判然としない場合は対象となりません。</p>
2	洗剤は対象となりますか。	<p>新型コロナウイルス感染防止対策となる消耗品が対象ですので、日用品や通常の清掃用品は対象となりません。</p> <p>ただし、有効な界面活性剤が含まれる洗剤は対象となります。対象となる製品は下記ホームページで公開されていますので、ご確認ください。</p> <p>https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html</p>
3	販路開拓等のために何が対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷物の製作費 ・店舗内の案内表示等の製作費 <p>※感染拡大防止の取組みをPRするため、又は、テイクアウトやデリバリー等の取組みをPRするためのものが対象となります。</p>
4	新聞広告掲載、折込み、ポスティングにかかった費用は対象となりますか。	令和2年度に実施した「中小企業者等持続化支援補助金」とは異なり、広告宣伝費用は対象となりません。
5	販売促進のため、お客様に配る記念品は対象となりますか。	記念品・販促品・ノベルティは対象となりません。
6	感染症対策として、消毒ディスペンサーなどの備品購入は対象経費になりますか。	備品は、「コロナ感染防止強化対策補助金」において、実施済みであり、対象とはなりません。しかしながら、5000円未満（税抜き）の備品は消耗品とみなし対象と認めます。
7	自社の製品は対象になりますか。	補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。
8	送料は対象になりますか。	補助対象物品購入に当たり発生した送料は対象となります。 ※振込手数料や代引き手数料は対象となりません。
9	購入の際に値引きがあった場合はどう計算しますか。	値引きを差し引いて消費税抜金額を計算してください。 また、対象経費以外購入値引きがあった場合は、対象経費分の割引額を按分して消費税抜き金額を計算してください。
10	クレジットカードで購入したのも対象になりますか。	クレジットカードで購入したのも対象になります。 ただし、クレジットカードの名義は申請者（会社名・個人名・屋号）以外の名義のカードで支払ったものは対象となりません。 クレジットカードで購入した場合、引落しが3月中に完了している必要があります。